

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	愛媛県公安委員会 第241号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	代行運転チームセカンド
	主たる営業所が所在する市町	松山市
処 分 年 月 日		令和7年9月16日
処 分 内 容		営業停止命令（10日間） 令和7年9月16日から令和7年9月25日まで
処 分 理 由		令和7年3月7日付けで上記代行業者にかかる変更届出書（随伴用自動車の変更）を受理したが、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条1項に定められている「変更のあった日から10日以内」の届出期間を超過しており、変更届出義務違反が認められた。 令和7年5月21日付けの上記違反に係る指示処分により、累積点数が令和6年4月24日付けの指示処分と合算して、同法施行令第5条第1項第2号に掲げる営業の停止の基準を超過したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。